

## 未成年のお子さんがいらっしゃる方へ

自分の戸籍にお子さんを入れるためには、別途裁判所の「子の氏の変更」の申立てが必要です。

離婚届が受理されると、その旨が記載された新戸籍が編製されます。お子さんを自分の戸籍に入りたいとお考えの親権者の方は、ご自分の新戸籍の謄本とお子さんの載っている戸籍謄本を各1通ずつ添えて、家庭裁判所に申立てをしてください。手続きについてはお子さんの住所地の家庭裁判所まで、お問い合わせをお願いします。

### ★福井家庭裁判所

〒910-8524 福井県福井市春山1丁目1-1 (直通) 0776-91-5069

### 今後の手続きの流れ

- ① 「離婚届」提出 → ②市役所で母の戸籍謄本と子の戸籍謄本を取得する →  
③家庭裁判所に申立て → (許可書が送付される) → ④市役所へ「入籍届」提出 (下記参照)

\*家庭裁判所から許可書が届いた後は、市役所で「入籍届」を提出してください。

\*15歳未満のお子さんの場合は、親権者が届出します。

\*15歳以上のお子さんの場合は、お子さん本人が届出(署名)することになります。

<入籍届出に必要なもの>

1. 入籍届書 (市役所にあります)
2. 「子の氏の変更許可審判書謄本」(家庭裁判所からの通知)

#### 新戸籍ができるまでにかかる日数

- ◆離婚届の提出先と離婚前・離婚後の本籍地が同じ市区町村の場合 … 約3日～4日
- ◆上記以外の場合 … 約1週間～10日